

議案第 13 号

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 25 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例（平成30年
岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「別表第1」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「減額又
は」を「減額し、又は」に改める。

別表中

1 室	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円
-----	---------	---------	---------

を

岩倉北小学校放課 後児童クラブ施設	クラブ室A	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円
	クラブ室B	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円
	クラブ室C	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円
	多目的スペース	6 0 0 円	6 0 0 円	7 5 0 円
五条川小学校放課 後児童クラブ施設	クラブ室A	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円
	クラブ室B	4 4 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円

に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
岩倉北小学校放課後児童クラブ施設	岩倉市本町南新溝廻間2番地
五条川小学校放課後児童クラブ施設	岩倉市神野町郷浦18番地

附 則

この条例は、令和4年4月7日から施行する。ただし、第5条第2項の
改正規定は、公布の日から施行する。